

登録電気工事業者に係る「登録免許税」の課税について

1. 概要

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第3条第1項の経済産業大臣がする登録に係る手数料については、平成18年4月1日以降の登録に関し、現在の手数料が廃止され、新たに登録免許税法（昭和42年法律第35号）による登録免許税が課税されます。（改正後の登録免許税法別表第一第百五号に規定される見込み。）

・課税額：90,000円

・課税対象者：電気工事業法第3条第1項の登録を受ける者。（新規に経済産業大臣（産業保安監督部長を含む。）に登録する者に限る。）

※営業所の新設により都道府県知事から経済産業大臣へ新たに登録となる場合も含む。

2. 経緯

昭和42年に事業免許等が課税対象に追加されて以来、社会経済情勢が大きく変化しているとともに、新たな登録・免許等が創設されてきた中で、課税上のアンバランスが存在するため、見直しが必要との考えに基づき、事業免許等に係る登録免許税の整備の一環として、電気工事業者の登録について登録免許税を課税し、当該登録に係る手数料を廃止。

3. 納付方法等

登録を受けようとする官署を管轄する税務署に所定の納付書により納付し（日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））からも納付可能）、領収印が入った領収証書（納付書の3枚目）を登録申請時に提出する。

なお、登録免許税法の改正に併せて電気工事業法、同施行令の一部改正も行われました。（別紙新旧対照表参照）

登録免許税の新規課税に伴う手数料に係る規定の改正 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○電気工事業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）

改正案	現行
（手数料） 第三十二条 次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。 一 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者 二 登録証の訂正を受けようとする者 三 登録証の再交付を受けようとする者 四 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者 五 登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	（手数料） 第三十二条 次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。 一 第三条第一項の登録を受けようとする者 二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者 三 登録証の訂正を受けようとする者 四 登録証の再交付を受けようとする者 五 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者 六 登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

○電気工事業務の適正化に関する法律施行令（昭和四十五年十月三十日政令第三百二十七号）

改正案			現行		
(手数料) 第一条 (略)			(手数料) 第一条 (略)		
納付しなければならない者	金額	電子申請等による場合における金額	納付しなければならない者	金額	電子申請等による場合における金額
一、四 (略)			一 法第三条第一項の登録を受けようとする者 二、五 (略)	一件につき二万五千百円	一件につき二万八千八百円